

利益相反の事例に関するアンケート調査¹—補足説明

—利益相反の概念と本アンケートで特許、奨学寄附金、兼業を事例にとりあげた理由—

利益相反とそれが起りやすいと思われる産学連携のステップについて

『利益相反』²とは、ウェブスター英語辞典では「(公務員として)責任のある地位に就いている人間の、私的利益と公的責任とのあいだに生じる相反」³と説明されており、カバーレターにあるように、『公的な利益』と『私的な利益』が相反することである。

『公的な利益』とは社会的責任とも言い換えることができ、国立大学の教員の場合は、教育、研究、研究成果の社会還元を通して『公的な利益』を生むことが期待されている。

『個人的な利益』は金銭的な収入が主体であるが、地位、名誉、周囲への支配力など、個人的な利益に間接的に反映される可能性のあるものも含まれている。

利益相反には教員が個人的な利益にあずかる『個人レベルの(individual)利益相反』と、大学が個人的な利益にあずかる『大学レベルの(institutional)利益相反』とがある。後者は、大学の公平性が特定の会社との関係で影響されるようなときに起こる(参考資料-3に具体的な事例が示されている)。

利益相反で重要なのは、それが fact ではなく appearance を問題視することである⁴。制度や規則の明らかな違反ではなく、『ある行為が仲間や国民にどのように受け取られるかが利益相反への対応の中心的な課題』になる。

我が国の産学連携の仕組みの下では、産学連携に伴う利益相反は、『特許』、『奨学寄附金』、『兼業』等の局面で発生することが最も懸念される。以下、国立大学における特許、奨学寄附金、兼業のルール概要と現状、および利益相反の可能性との関係について説明する。

¹ 問合せ先：奈良先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究調査センター 今田 哲

電話：0743-72-5600、FAX：0743-72-5609、メール：imada@rsc.aist-nara.ac.jp

² 利益相反の詳細については次の報告書を参照して下さい(両冊子は、各大学の産学共同研究センター等や研究協力課に配付しています。)

●平成11年度 21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業「産学連携と倫理に関する研究-大学における利益相反の日本型マネジメントの在り方について-」、奈良先端科学技術大学院大学ほか、平成12年2月。

●平成12年度 21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成」、奈良先端科学技術大学院大学ほか、平成13年3月。

³ “a conflict between the private interests and the official responsibilities of a person in a position of trust (as a government official)” (Webster's Third New International Dictionary of the English Language Unabridged)

⁴ 平成12年度 21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成」、奈良先端科学技術大学院大学、平成13年3月、資料編、資料1(倫理的決定と利益の衝突、原田三朗)参照。

特許

ルールの概要⁵と現状: 国立大学教員による発明は、各大学に設置された発明委員会に届け出られ、発明に対して特許を受ける権利の帰属が決定される。応用を目的とした特別の研究費で行われた研究と、国の大型研究施設を利用して行われた研究から生まれた特許の権利のみが例外的に国に帰属し、それ以外は原則的に教員個人に帰属する。過去の実績では発明委員会で審議された案件の約 85% は教員の個人帰属となり、それらは教員の自由意志で大学等のイニシアティブで設立された TL0、企業、国（科学技術振興事業団）等に譲渡して、または個人によって特許出願されている。

特許と利益相反の可能性: 特許に関しては、公費や公の施設設備やサービスを使って行われた研究の成果から教員が個人的な収入を得ることが、周囲にどのように見られるかが利益相反上の主たる課題である。場合によってはかなりの額の特許実施料収入または間接的な謝礼が個人帰属の発明への対価として個人に支払われる可能性がある。

個人的な収入とは別に、有用な研究成果を特許として権利保護し、どのような形であれ、日本国の産業経済のために活用することも国立大学教員の社会的な責任なので、それを怠ることも利益相反の一部と考えられる。

周知のように、アメリカでは大学が発明に対する権利を所有している。スタンフォード大学はその利益相反のマネジメントのガイドラインに、特許権の所有が教員の判断に委ねられると、必ず利益相反の問題が生じると指摘している。我が国の国立大学における特許権の帰属の決定のルールは必然的に利益相反上の問題を孕んでいるのかも知れない。

奨学寄附金

ルールの概要⁶と現状: 奨学寄附金は国立大学における他の資金と比べて、用途の制約が少なくかつ年度を超えて使用できる極めて有効な制度である。奨学寄附金は国立大学の外部資金の中で大きな割合を占めており、例えば平成 11 年度の奨学寄附金は 460 億円と、民間企業等との共同研究費の約 57 億円、受託研究費の約 450 億円よりも大きい金額になっている。さらに、受託研究費の大半は文部科学省等の省庁からの政府出資金であるので、事実上、国立大学は民間企業からの資金の大半を奨学寄附金の形で受け入れている。ある調査によると、共同研究即奨学寄附金と誤解している民間企業もある⁷。

奨学寄附金と利益相反の可能性: 奨学寄附金は、読んで字のごとく寄附（出捐行為）であって、本来見返りを求める資金ではない。しかし、奨学寄附金を受領した教員とすればなにがしかの返礼をしたいと考え、奨学寄附金を提供する企業とすれば大学からなにがしかの便宜を図ってもら

⁵ 詳細については「大学と産業界との研究協力事務必携」（第 3 次改訂版）国立大学等外部資金取扱事務研究会編著、ぎょうせい、平成 11 年、p.62～83 参照。

⁶ 詳細については、同上、p.47～56 参照。

⁷ 「大学等の研究成果を我が国のバイオインダストリーの振興に役立てるために」、財団法人バイオインダストリー協会、平成 10 年 3 月、参照。

えると期待する可能性はある。このような状況のもとに奨学寄附金に附随した利益相反上の問題が発生する可能性が潜在している。奨学寄附金制度では、個人レベルよりも大学レベル（組織レベルの利益相反が問題になる。参考資料-3 に示す事例では、研究資金を提供してくれた会社に、どの程度までなら恩典を与えてもいいかという大学レベルの利益相反に関する問題が論じられている。

兼業

兼業ルールの概要⁸と現状：実効ある産学連携のために次のような制度改正が行われた⁹。

国立大学教員や研究公務員の営利企業の役員以外の兼業 [営利企業における研究開発やその技術指導の兼業（平成 9 年度から実施）、TL0 の行う技術コンサルティングの兼業（平成 12 年度から実施）等]

国立大学教員や研究公務員の TL0 役員兼業（平成 12 年度から実施）

国公立大学教員や研究公務員の民間企業役員兼業（産業技術力強化法関連、平成 12 年度から実施）

これらにより、勤務時間外という条件つきではあるが、国立大学教員が従来よりかなり自由に企業活動の支援のために兼業し、それに対する報酬（個人的な利益）を得ることが許されるようになった。勤務時間外という条件に対しては『勤務時間の割振り変更』によって対応しており、勤務時間内に兼業活動を行う必要が生じれば、例えば通常の勤務時間を週日の午後 5 時～10 時に割振り変更する。また、報酬の月額例えば本俸の月額を超えない、1 時間当たりの報酬に上限を設ける等の条件が設けられているケースが見られる。

兼業と利益相反の可能性：国立大学教員は、国家公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとする憲法第 15 条の規定の対象となる。勤務時間外という兼業の条件はそれとの整合性を持たせるためであるが、教員が企業に提供できる '暗黙知を含む知識や技術' は、勤務時間での内外という区分ができるものではない。そこで、教員が兼業先の企業が期待する知識や技術を与え、それによって個人的な利益を得ると、公的な利益との間の利益相反が生じる可能性は避けられない。報酬についても、より明確な基準と公開制度を取らないと、仲間あるいは社会からあらぬ疑念を受け、利益相反を発生させる可能性がある。

その他

産学連携活動によって、学生やトレーニング期間中のポスドクの研究方向にバイアスがかかる、あるいは学術発表や研究情報の交換を制限するなど、教育に影響を与えることも重大な利益相反上の課題であるが、ここでは、『特許』、『奨学寄附金』、『兼業』に限って事例を示した。

⁸ 詳細については「大学と産業界との研究協力事務必携」（第 4 次改訂版）国立大学外部資金取扱事務研究会編著、ぎょうせい、平成 13 年 9 月発行予定。

⁹ 「新時代の産学官連携の構築に向けて～大学発の連鎖的な新産業の創出を加速するために～（中間とりまとめ）」、平成 13 年 7 月 31 日、科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、参考資料 p. 13 参照。